

【 社会福祉法人 朋 愛 会 行動計画（第5回） 】

職員が仕事と子育てならびに両親等の介護を両立できるよう、安心して働ける雇用環境を整備する。全ての職員がその能力を十分に発揮出来るようにすると共に、次世代育成支援について地域に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年9月 1日から平成31年8月31日までの2年間

2. 内 容

**I. 雇用環境の整備に関する項目**

**(1) 看護・介護をする従業員の職業生活と家庭生活の両立支援の整備**

**目標 1** 育児休暇取得者以外の職員については、子が1歳2か月に達するまでの間に子育て応援休暇として14日間を与えているが、期間中に消化できないケースもあるため対象年齢を2歳までに引き上げる。

《期 間》	《対 策》
平成 29 年 1 0 月	職員の具体的ニーズ把握のために、アンケート調査を実施する。
平成 29 年 1 2 月	アンケート結果を分析し、問題点ならびに課題について検討し、安全衛生委員会で具体的内容について審議する。
平成 30 年 2 月	具体的素案を作成し、職員会議ならびに文書等で周知を図り、職員の意見を集約し検討する。
平成 30 年 3 月	改正条文を作成し、安全衛生委員会で最終審議を行う。
平成 30 年 6 月	就業規則等を改正し、職員に周知を図る。

**目標 2** 小学校3年生までの子を持つ職員に対し子の看護休暇・要介護状態にある家族の介護をする職員に対しては介護休暇を定めている。子の看護休暇については、対象年齢を小学校5年制までに引き上げる。介護休暇については、要介護状態の条件を緩和し、75歳以上の両親ならびに配偶者の両親に限り負傷または疾病にかかっている事実が確認できる場合に限り、介護休暇を認める。

《期 間》	《対 策》
平成 29 年 1 0 月	職員の具体的ニーズ把握のために、アンケート調査を実施する。
平成 29 年 1 2 月	アンケート結果を分析し、問題点ならびに課題について検討し、安全衛生委員会で具体的内容について審議する。
平成 29 年 2 月	素案を作成し、職員会議ならびに文書等で周知を図り、職員の意見を集約し検討する。
平成 30 年 3 月	改正条文を作成し、安全衛生委員会で最終審議を行う。
平成 30 年 6 月	就業規則等を改正し、職員に周知を図る。

**(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備**

**目標 3** 所定外労働の削減のための措置を実施する。

《期 間》	《対 策》
-------	-------

平成 29 年 9 月	平成 28 年度の所定外労働時間の現状を把握し報告する。
平成 29 年 10 月	職員に労働環境の状況について具体的なアンケート調査を実施し、情報収集に努める。
平成 30 年 1 月	現状を分析し、問題点ならびに課題について検討する。
平成 30 年 4 月	業務の改善を図り、仕事と家庭の両立を推進する。定例会議ならびに安全衛生委員会で取得趣旨、目標が達成するよう周知を図る。事業経営会議の際、ノー残業デーを週に 2 回設定し、特別な業務がない限り就業時間終了後速やかに帰宅するよう積極的に職員に奨励する。
平成 30 年 5 月	所定外労働時間の取得現状を調査し、現状の結果を職員会議等で報告し、目標達成に向け必要に応じて計画の見直し等を実施する。

**目標 4** 計画期間内における年次有給休暇の職員の取得日数を平均 9 日、非常勤職員を 4 日以上とする。また、非常勤等就業規則では、1 日単位の年休取得を認めているが、就業規則を改正し、職員と同様に半日年休ならびに短時間年休取得を認める。

《期 間》	《対 策》
平成 29 年 10 月	直近 2 年の年次有給休暇取得の現状を把握する。
平成 29 年 12 月	職員ならびに非常勤職員にアンケート調査を実施し、年休取得について情報収集に努める。
平成 29 年 1 月	アンケート結果を分析し事業経営会議の際、問題点ならびに課題等について審議する。休暇取得の計画表の作成を奨励する。 全職員に対し取得趣旨、目標が達成するよう周知を図る。また、職員の誕生日の月に 1 日、年次有給休暇を取得するよう奨励する。
平成 30 年 4 月	子供の学校行事等へ参加しやすいよう、職員の月間予定の把握に努める。
平成 30 年 6 月	部署ごとに 6 ヶ月ごとの年次有給休暇の取得状況を調査し、現状の結果を職員会議等で報告し、実施に向け休暇取得の計画表の見直しを実施する。
平成 31 年 1 月	平成 29 年中の年次有給休暇取得の結果を報告し、平成 30 年中の計画表の作成を奨励する。改正条文を作成し、安全衛生委員会で最終審議を行う。
平成 31 年 6 月	就業規則等を改正し、職員に周知を図る。

## II. その他の次世代育成支援対策

対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境の整備以外の取組

**目標 5** インターンシップ（学生の就業体験）やトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進等を促進する。

《期 間》	《対 策》
平成 29 年 12 月	インターンシップ等の受け入れ現状を把握する。
平成 30 年 2 月	受入方針・体制についてマニュアル等の再点検を実施する。
平成 30 年 4 月	地域の中・高・専門学校等と連携し、随時、積極的に受け入れる旨を関係機関に報告する。
平成 30 年 8 月	地域の中・高・専門学校等と連携し、随時、積極的に受け入れる
平成 31 年 4 月	前年度の受入結果を職員会議等で報告し、引き続き、次年度以降の受け入れに向けての課題・問題点等の情報収集ならびに改善策を検討する。